

# 岐阜市本荘小学校 P T A 会則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 (名称並びに事務所) 本会は本荘小学校 P T A と称し、事務所を本荘小学校におく。

第 2 条 (会 員) 本会の会員は次のとおりである。

- 1 正 会 員 本荘小学校児童の保護者と本荘小学校教職員。
- 2 賛助会員 本荘校区に住み、教育に関心を持ち、入会を希望するもの。

第 3 条 (目 的) 本会の目的は次のとおりである。

- 1 民主教育を推進するとともに、会員の教養向上につとめる。
- 2 家庭・学校・校区における児童福祉の増強につとめる。
- 3 教育環境の改善につとめる。

第 4 条 (運営方針) 本会の運営にあたっては、次の方針を堅持する。

- 1 非営利的・非宗教的・非党派的な民主団体として活動する。
- 2 自主独立であって、他のいかなる団体からも支配干渉をうけない。
- 3 教育に関し、意見を述べ討議はするが、学校管理や教育人事に干渉しない。

## 第 2 章 会 計

第 5 条 (経 費) 本会の経費は会費・寄付金その他の収入をもってあてる。

第 6 条 (会 費) 会費は、一世帯 1 口 500 円とする。徴収月数は総会にて決定し納入するものとする。

第 7 条 (会計年度) 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 3 章 役員・学校長・顧問

第 8 条 (役 員) 本会の役員は次のとおりである。

- 1 会 長 1 名 (保護者)
- 2 副会長 若干名 (保護者)
- 3 幹 事 1 名 (教 頭)
- 4 書 記 2 名 (内教職員 1 名)
- 5 会 計 3 名 (内教職員 1 名)

第 9 条 (任 期) 役員任期は 1 年とする。但し、再選を妨げない。  
欠員によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 10 条 (任 務) 役員任期は次のとおりである。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときにはその任務を代行する。
- 3 副会長のうち 1 名は子ども会部部長を兼任する。
- 4 幹事は運営渉外に関する事務処理に当たる。
- 5 書記は庶務を処理し、記録を掌る。
- 6 会計は会計処理を掌る。

第 11 条 (学校長) 学校長は各会議・委員会 (指名委員会を除く) に出席し、協議に参加し意見を述べることができる。

第 12 条 (顧 問) 本会に会長の諮問機関として、顧問をおくことができる。顧問は細則により、会長が執行部会の承認を得て、委嘱する。

## 第 4 章 会 計 監 査

- 第 13 条 (会計監査委員) 本会の会計を監査するため、会計監査委員をおく。
- 第 14 条 (構成と任務) 会計監査委員は会計監査委員会を構成し、必要に応じて監査し、定期総会にその結果を報告するものとする。
- 1 委員の数は 2 名とし、任務は 1 ヶ年とする。但し、再選を妨げない。
  - 2 会計監査委員は必要に応じて、執行部会に出席することができる。

## 第 5 章 役員・会計監査委員・総務の選出

- 第 15 条 (選出方法) 役員・会計監査および総務は会員中より立候補にて選出し、文書で公示する。但し、異議ある場合は申し出ることができる。

## 第 6 章 総 会

- 第 16 条 (定期総会) 総会は本会の最高決定機関であり、毎年 6 月末までにこれを開き、会長が召集する。
- 第 17 条 (付議事項) 定期総会に付議すべし事項は次のとおりである。
- 1 定期総会
    - イ 前年度の会務、決算、監査の報告
    - ロ 新年度事業計画、予算の議決
    - ハ その他必要事項
- 第 18 条 (臨時総会) 会長が必要と認めた場合、および会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合は臨時総会を開くことができる。
- 第 19 条 (議 決) 総会の議決は次のとおりである。
- 1 招集による決議  
出席会員の過半数の同意を必要とする。
  - 2 書面による決議  
回答会員の過半数の同意を必要とする。

## 第 7 章 役員会・執行部会

- 第 20 条 (役員会) 役員会は会長がこれを召集し、その任務は次のとおりである。
- 1 執行部会に付議すべき事項
  - 2 事業計画の調整
  - 3 その他重要事項
- 緊急やむを得ない場合は執行部会の議を経ずして執行できるが、以後の執行部会に承認を得るものとする。
- 第 21 条 (執行部会) 執行部会は役員・総務・子供会部・各種担当をもって構成し、その任務は次のとおりである。
- 1 総会に付議すべき議案の審議
  - 2 事業計画、予算の執行推進
  - 3 その他必要事項の審議

## 第 8 章 委 員 会

- 第 22 条 (委員会と任務) 本会に次の委員会を設ける。
- 1 特別委員会  
委員会の構成、任務は細則により、これを定める。

## 第 9 章 付 則

- 第 23 条 (会則改正) 本会の会則改定は総会において、次のとおり賛成を得なければならない。
- 1 招集による決議  
出席会員の 3 分の 2 の賛成。
  - 2 書面による決議  
回答会員の 3 分の 2 の賛成。

第 24 条 (細 則) 本会の運営上必要な細則は会則の趣旨に基づいて、執行部会で決定し報告する。

第 25 条 (施 行) 本会則は平成 12 年 4 月 1 日より一部改定して施行する。  
本会則は平成 26 年 5 月 10 日より一部改定して施行する。  
本会則は令和 2 年 7 月 22 日より一部改定して施行する。  
本会則は令和 4 年 4 月 1 日より一部改定して施行する。  
本会則は令和 5 年 4 月 1 日より一部改定して施行する。  
本会則は令和 6 年 4 月 1 日より一部改定して施行する。  
本会則は令和 7 年 4 月 1 日より一部改定して施行する。